締約国に関する情報 ＡＴ	オーストリア	附属書　Ｂ１ ＡＴ

一　般　情　報

国内官庁の名称	Austrian Patent Office（オーストリア特許庁）
所在地	Dresdner Straße 87, A-1200 Wien, Austria
郵便のあて名	所在地と同じ
電話番号 電子メール インターネット ファクシミリ装置	(43-1) 53424-0 (43-1) 53424-450（PCTサービス） pct@patentamt.at（特定の国際出願に関するＰＣＴのすべての事項） http://www.patentamt.at な　し
国内官庁はファクシミリ装置又は同様の手段による書類の提出を受理するか？（ＰＣＴ規則92.4）	受理しない
郵政当局以外の配達サービスを利用した場合に亡失又は遅延があったとき書類を発送したことの証拠を受理するか？（ＰＣＴ規則82.1）	受理しない
出願人がＷＩＰＯ ＤＡＳ[1]から優先権書類を取得できるようにする用意があるか？（ＰＣＴ規則17.1(ｂの2)）	出願人がＷＩＰＯ ＤＡＳから国際出願及び国内出願を取得できるようにする用意がある
オーストリアの国民及び居住者のための管轄受理官庁 国内法令は外国官庁への国際出願を制限するか？	オーストリア特許庁，欧州特許庁（ＥＰＯ）又はＷＩＰＯ国際事務局 国内官庁に問合せされたい
オーストリアが指定（又は選択）されている場合の管轄指定（又は選択）官庁	国内保護：オーストリア特許庁 欧州特許：欧州特許庁（ＥＰＯ）
ＰＣＴに基づき取得可能な保護の種類	国内：特許，追加特許，実用新案（実用新案は国内特許に代えて又は国内特許に加えて求めることができる） 欧州：特許

［次頁に続く］

1　ＷＩＰＯ ＤＡＳについての詳細情報は次から入手可能である：https://www.wipo.int/en/web/das

ＡＴ	オーストリア（続き）	ＡＴ

国内官庁が認める手数料の支払方法	手数料はユーロ建でオーストリア特許庁の次の銀行口座に振込で支払わなければならない。 受取人名： Österreichisches Patentamt Dresdner Straße 87, A-1200 Wien 銀行名： BAWAG P.S.K 銀行所在地：Georg-Coch-Platz 2, A-1018 Wien BIC/Swift： BUNDATWW IBAN： AT75 0100 0000 0516 0000 銀行番号： 01000 口座番号： 5.160.000 上訴手数料はウィーン高等地域裁判所の次の口座に支払わなければならない。 IBAN: AT970100000005460401 BIC/SWIFT: BUNDATWW すべての支払には，出願番号（判明していれば国内出願番号，国内出願番号が不明であれば国際出願番号），出願人の氏名若しくは名称，支払う手数料の種類を表示しなければならない。オーストリア特許庁の銀行口座に支払われた手数料は，当該口座への入金日に受領したものとみなされる。
国際型調査に関するオーストリアの規定（ＰＣＴ第15条）	な　し
国際公開に基づく仮保護	国内特許を目的とする指定の場合： 出願人は，国際出願の公開の日から国際出願の対象を権限なしに使用した者に対し損害賠償の支払を請求することができる。国際出願がドイツ語で公開されていない場合には，この権利は，オーストリア特許庁に提出された国際出願のドイツ語による翻訳文の公表の日から発生する。 欧州特許を目的とする指定の場合： (1) ＥＰＯの公用語の１つによって公開された国際出願：当該出願の請求の範囲についての翻訳に関する国内的要件が満たされていることを条件として事情による相当な補償 (2) ＥＰＯの公用語でない言語によって公開された国際出願：(1)に規定する保護は，ＥＰＯがその公用語の１つにより提供された国際出願を公開するまで効力が生じない

オーストリアが指定（又は選択）されている場合の有益な情報

国内保護について	
オーストリアが指定（又は選択）されている場合に発明者の氏名（名称）及びあて名を提示しなければならない時期	届出を要しない
微生物及びその他の生物材料の寄託に関する特別の規定が設けられているか？	あ　り（附属書Ｌ参照）

欧州特許については，附属書Ｂ２の欧州特許機構（ＥＰ）を参照